

別紙

諮詢第1765号

答 申

1 審査会の結論

本件却下処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇警察署協議会の議事録〇年〇月～〇年〇月までに開催したもの」の開示請求に対し、警視総監が令和5年7月25日付けで行った本件却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年5月20日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和7年10月16日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月29日（第234回第三部会）及び同年11月26日（第235回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 警察署協議会会議録について

警察法（昭和29年法律第162号）53条の2第1項本文では、「警察署に、警察署協議会を置くものとする。」と定め、同条2項において、「警察署協議会は、警察署の

管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。」と規定している。

また、実施機関は、警察署協議会運営要綱（平成22年12月17日付通達甲（総・企・公管1）第6号。以下「協議会運営要綱」という。）第4、2において、警察署協議会の会議が開催されたときは、議事概要を取りまとめた警察署協議会会議録（以下「会議録」という。）を作成し、会議録は開催した警察署及び警視庁情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）において閲覧に供するものとする旨定めている。

#### イ 本件却下処分について

本件開示請求は、特定警察署において特定期間に実施された警察署協議会の会議録の開示を求めるものであり、実施機関は、「警視庁〇〇警察署協議会会議録（令和〇年度第〇回から第〇回）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書は情報公開センターにおいて一般の閲覧に供されており、条例18条2項に該当するとして本件却下処分を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例18条2項は、「実施機関は、都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする施設において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされているもの又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報（以下「インターネットによる公表情報等」という。）と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。この場合において、実施機関は、当該公文書の開示を請求しようとするものに対して、当該公文書を閲覧し、若しくは貸出しを受け、又はインターネットによる公表情報等を閲覧するため必要となる情報を提供するものとする。」と規定している。

#### エ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、情報公開センターは運営の実態からして、条例18条2項の「都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、若しくは貸し出すことを目的とする

施設」（以下「都の図書館等の施設」という。）に該当しないこと、仮に本件却下処分が誤りでないとしても同項所定の公文書を閲覧し、若しくは貸出しを受け、又はインターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報の提供を受けておらず、手続に瑕疵がある等と主張している。

これに対し実施機関は、情報の公表及び提供に関する運用要綱（平成17年9月9日付通達甲（副監・総・文・企）第19号。以下「公表提供要綱」という。）第4、3において、情報公開センターで行う事務として「公安委員会及び警視総監が行う情報の公表及び提供の説明、閲覧、視聴等に関すること」等と規定されていることに加え、実施機関のホームページで公開している「警察施設の窓口業務の受付時間」において、情報公開センターの受付内容に「情報の公表・提供に係る公文書の閲覧」と規定されていることから、情報公開センターが条例18条2項に規定する都の図書館等の施設に該当することは明らかであること、また、本件却下処分に係る開示請求却下通知書の「2却下の理由」欄において本件対象公文書が情報公開センターにおいて一般の閲覧に供されている旨を明記し、同通知書を審査請求人に対して通知しており、これをもって、本件対象公文書を閲覧するために必要となる情報の提供をしていることを主張する。

そこで、審査会が、実施機関のホームページを確認したところ、協議会運営要綱及び公表提供要綱が公表されており、何人でもその内容は確認できるものである上、協議会運営要綱には、会議録を情報公開センターにて閲覧に供すること、公表提供要綱には、情報公開センターにおいて公文書の閲覧の事務を行うことが明記されていた。

加えて、審査会が事務局に確認させたところ、各警察署協議会の会議録は情報公開センターに備え付けられており、何人に対しても閲覧に供されていた。

また、審査請求人は閲覧するために必要となる情報の提供を受けていない旨主張するが、本件却下処分に係る開示請求却下通知書には、実施機関が主張するとおり「2却下の理由」欄において、情報公開センターにおいて会議録は一般の閲覧に供されていることが明記されているため、閲覧するために必要な情報が不足しているとは認められない。

したがって、本件対象公文書は、条例18条2項に規定する開示をしないものとする公文書に該当するものと認められることから、本件開示請求を却下した実施機関

の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ